

**平成31年度  
(仮称)八尾市社会福祉協議会こども園 募集要綱**

(1号認定児用)

当園は平成31年4月に開園します。  
それに伴い、1号認定児を下記のとおり募集します。

<運営主体及び概要>

運営者の氏名	社会福祉法人 八尾市社会福祉協議会
所在地	大阪府八尾市本町二丁目4番10号
電話番号	072-991-1161

<1号認定児募集人数について>

3歳児 8名 (平成27年4月2日から平成28年4月1日に生まれた子ども)  
※募集人数を超えた場合は抽選となります。

<申し込みについて>

受付期間：平成30年10月1日(月)から平成30年10月5日(金)  
午前8時45分～午後5時15分  
受付場所：八尾市本町2-4-10 八尾市立社会福祉会館1階 八尾市社会福祉協議会事務局

<入園決定について>

入園決定日：平成30年10月12日(金) 午前10時(開場：午前9時45分)  
上記日時に入園決定通知書をお渡ししますので、申込者は「入園申込書」の控え(申込書の受付時にお渡しします。)を持参し、午前10時までに八尾市立社会福祉会館2階会議室2までお越しください。  
ただし、募集人数を超えた場合はその場で抽選を行い、入園を決定します。  
※時間に遅れた場合は、入園を辞退されたものとして入園申し込みの取消しを行うとともに、抽選への参加もできませんのでご注意ください。  
※申し込み内容が事実と異なることが判明した場合は、申し込みを無効として取扱い、入園決定していた場合は取消します。

<保育料等について>

保育料は市役所で決定されます。  
保育料以外に諸経費の徴収があります。

給食費(1ヵ月)	3,700円(8月は徴収しません)
保険料(1ヵ年)	240円(4月分の保育料と合わせて口座引き落とし)
行事費	随時実費徴収
新学期用品	購入時実費徴収
体操ズボン・カバン等	購入時実費徴収

※保育料及び給食費、行事費については、保護者名義の指定口座からの引き落としになります(毎月25日)。  
なお、毎月の引き落とし額は事前にお知らせします。

## <教育・保育について利用の開始及び終了について>

### ◎利用の開始について

保護者の方に、園の方針（重要事項説明等）の説明を行い、内容についてご理解いただき、利用契約書にてご契約していただいた上で、教育・保育の利用開始とさせていただきます。

### ◎利用の終了について

以下の場合には、教育・保育の提供を終了いたします。

- ①市町村が支給認定を取り消したとき
- ②支給認定保護者から認定こども園利用の停止の申し出があったとき
- ③園児が小学校に就学したとき
- ④市町村が認定こども園の利用継続が不可能であると認めたとき
- ⑤その他、利用の継続について、重大な支障または困難が生じたとき

## <1号認定こども利用事項>

提供する日（通園日）	月曜日から金曜日および行事などのある土曜日・日曜日
教育標準時間	午前8時30分から午後2時
保育料（教育利用料）	支給認定を受けた市町村が定める保育料を当園にお支払いください（口座引き落とし）。 また、当園の利用に係る施設型給付費については、利用者負担額を控除した額を当園が法定代理受領するものとします。
休園日及び休業日	土曜日・日曜日・祝日・年末年始（12月29日から1月3日） 夏季休業 7月21日から8月31日 冬季休業 12月25日から1月7日 春季休業 3月25日から3月31日および4月1日から4月7日 その他園長が必要と認めた日
一時預かり（別料金）	月曜日から金曜日（休園日及び休業日を除く） 午後2時から午後4時30分 利用料 10分100円 当園のおやつ提供時間に一時預かり保育を利用されている方は、原則おやつを提供させていただきます（おやつ代込）。
夏季休業期間中の一時預かり（別料金）	7月21日から8月31日の月曜日から金曜日 （土曜日・日曜日・祝日・8月13日から8月15日を除く） 午前8時30分から午後2時 利用料 1日1,300円（給食費込）
諸経費（金額は予定）	給食費（月額） 3,700円（口座引き落とし。8月は徴収しません） 保険料（年額） 240円（4月分の保育料と合わせて口座引き落とし） 行事費 随時実費徴収 新学期用品 購入時実費徴収 体操ズボン、カバン等 購入時実費徴収

## <その他>

当園では、学生や生徒をはじめ、就学前施設等で働くことを希望する方を対象として、実習を行います。